JPコミュニケーションズ株式会社

JPコミュニケーションズ株式会社ホームページ
https://www.jp-comm.jp/

お問い合わせ先 通話料有料
ナビダイヤル 0570-015-559（ピーコ こうこく）
［ 受付時間／平日 9:30～18:00 ］

公式SNS

＼ピーコが発信！／ Instagram

＼ピーコ出演のCMが見れる！／ YouTube

ピーコのLINEスタンプも好評販売中！

広告掲出の契約は、日本郵便株式会社の子会社であるJPコミュニケーションズ株式会社または、JPコミュニケーションズ株式会社と契約した指定広告代理店とお客さまとの間で行うこととなります。

2025.10

※記載情報は2025年10月時点のものであり、内容は予告なく変更する場合があります。※写真（画像）はすべてイメージです。

日本郵政グループ

あなたのまちの

まじめディア

郵便局広告

郵便局広告メニュー

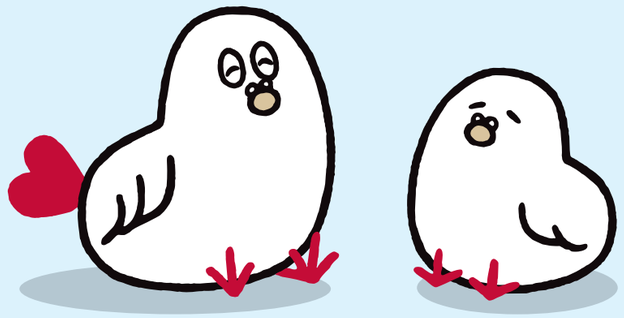

JPコミュニケーションズ

ひとりひとりにも、たくさんの人にも。
届けたい人に届く、郵便局広告。

全国約20,000か所の郵便局で広告宣伝を実施いただけます。

全国をターゲットとすることはもちろん、

エリアや実施局を指定した展開も可能な広告メディアです。

多彩な広告メニューをぜひご活用ください。

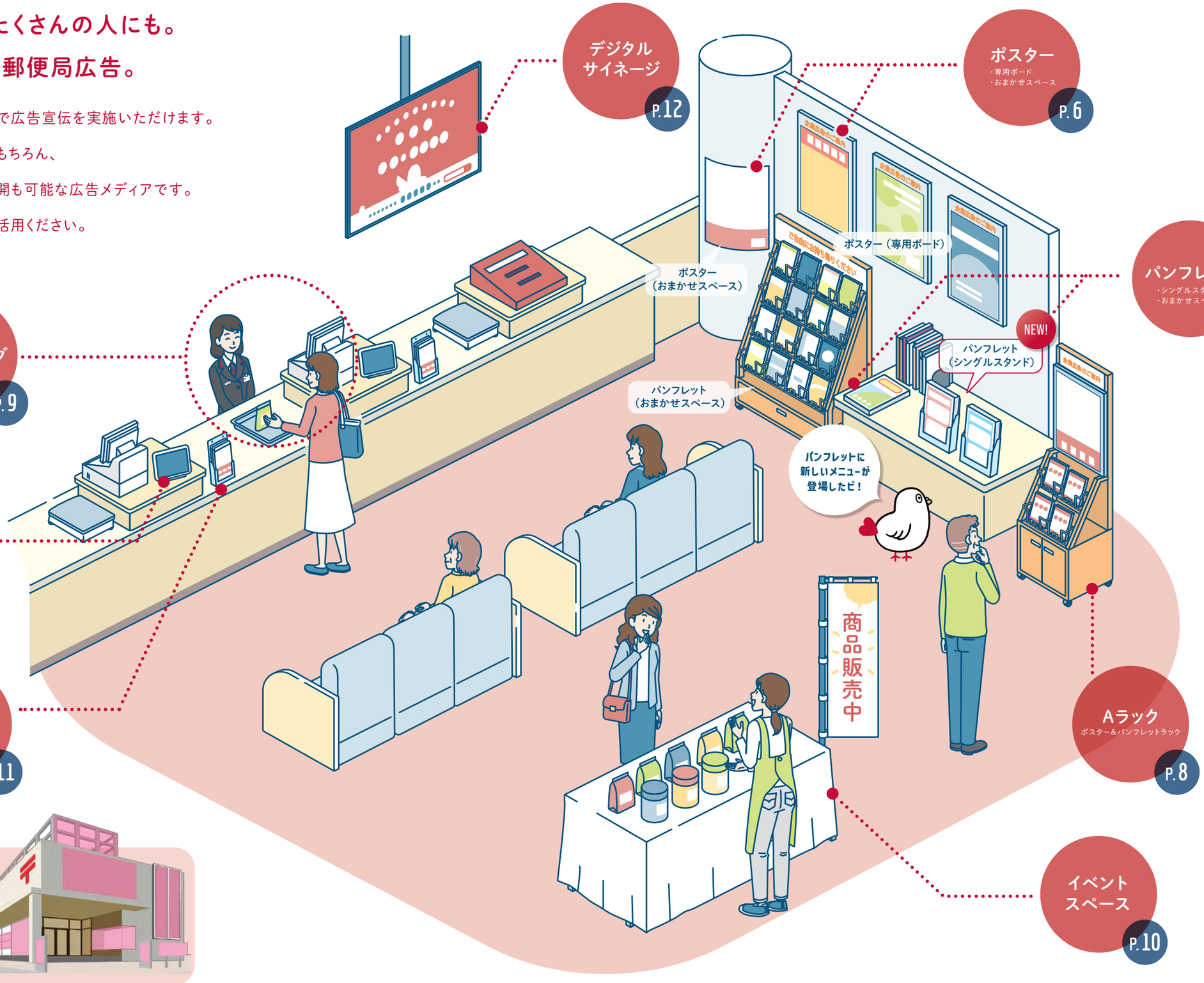

はじめて郵便局広告をご利用いただく方へ

JPコミュニケーションズ
オリジナルキャラクター
ピーコ
© JAPAN POST COMMUNICATIONS Co., Ltd.

01 データで見る、郵便局広告の強み

▶ 全国くまなく展開が可能

身近な地域から、全国規模の告知まで可能。

47都道府県1局から
全国約 20,000局

▶ 高い来局頻度

約6割が月に1回以上の頻度で来局。

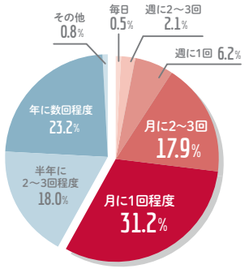

▶ 地域に密着

郵便局のイメージNo.1は「全国にある」!

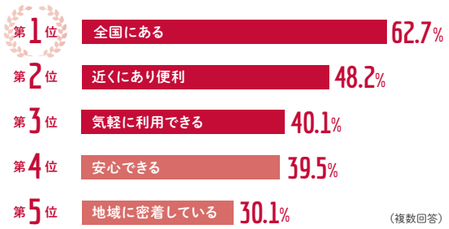

▶ 郵便局までの所要時間

郵便局までの所要時間は10分以内が
75%以上と身近な存在。

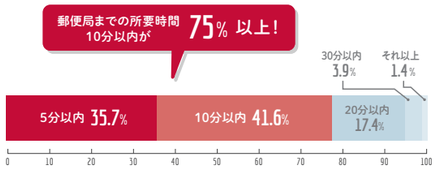

▶ 幅広い層へのリーチ

利用者の男女比はほぼ同じ。40代～70代以上が多い。

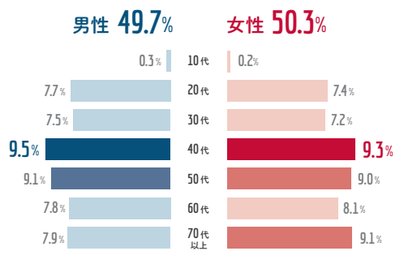

▶ ポスター・パンフレットの閲覧経験が多い

郵便局内の広告で、ポスターやパンフレット・チラシは
閲覧経験が多く、その中でもパンフレットとチラシは
36.2%の方が持ち帰った経験のある広告メニューです。

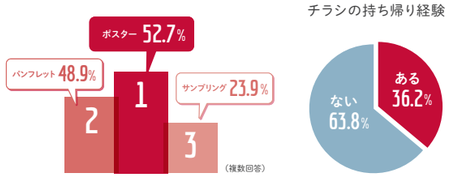

※『2024年2月-3月Web調査』当社調べ 全国47都道府県 Webアンケート画面による調査 回収件数:7,000人(男性3,480人 女性3,520人)
※小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合があります。

02 郵便局の局区分について

▶ 郵便局広告は、郵便局の規模や来局者数などに応じて局区分を設けています。 2025年10月1日改定

局区分により広告料金が異なる場合があります。ご要望に応じて郵便局の選定もお手伝いいたします。

各地の特に大規模な郵便局 SS局	比較的大規模な郵便局 S局	比較的中規模な郵便局 A局	比較的小規模な郵便局 B局
全国 約30局	全国 約500局	全国 約2,500局	全国 約17,000局

03 ご利用いただいている業種例

▶ 郵便局広告はこのような業種の方にご好評いただいています。

官公庁

法律・税務

医療サービス

教 育

不動産・住宅設備

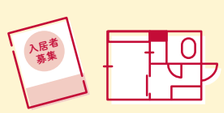

冠婚葬祭

その他、さまざまな業種の方にご利用いただいています。

2025年10月1日、
郵便局広告を改定しました！

この度、皆さまにとってよりご利用しやすく、メディア環境に即した
地域間の格差のないメディアを目指して、郵便局広告が新しくなりました！

局区分を見直し、広告料金を従来の
3段階から4段階に細分化しました。

郵便局広告の料金体系を一部見直しました。

詳しくはこちら

広告メニューの名称を一部変更しました。

TOPICS 01

長期のご利用で、
ますますお得になりました！

ポスター、パンフレット、Aラックは3期6週間以上の長期利用で割引が適用されます。屋外広告はこれまでの最大6期12週間から最大26期52週間まで割引範囲が延長され、ますますお得になりました！

※屋外広告の一部媒体は適用外となります。

▶媒体ページはP.6〜8／P.13

TOPICS 02

パンフレットに
「シングルスタンド」誕生！

視認性や扱いやすさを追求したオリジナル・デザインの専用スタンドが誕生しました！掲出するパンフレットやチラシを引き立てます。

▶媒体ページはP.7

今後もより一層のご愛顧を、どうぞよろしくお願いいたします。

ポスター（専用ボード／おまかせスペース）

▶ ポスター（空きスペース）は、2025年10月1日からポスター（おまかせスペース）に名称が変わりました。

郵便局の「専用ボード」または「おまかせスペース」にポスターを掲出することができます。来局者さまの日常的な情報源として、新商品PRや近隣のお店のオープン告知など、幅広くご活用ください。

■媒体概要・規格

対象局	全国約20,000局
申込枠数	1局1枠〜
掲出期間	1期2週間〜［開始：月曜日］
規 格	B2タテ以下（72.8×51.5cm）

■通常料金（1期・1枠あたり）※2期以内でお申込みいただく場合

媒体種類	SS局料金	S局料金	A局料金	B局料金	送料（1局あたり）	
専用ボード	6,500円（税込 7,150円）	6,000円（税込 6,600円）	5,000円（税込 5,500円）	4,500円（税込 4,950円）	指定納品先に一括納品の場合	1,000円（税込1,100円）
					郵便局へご持参の場合	不 要
おまかせスペース	5,000円（税込 5,500円）	4,500円（税込 4,950円）	4,000円（税込 4,400円）	3,500円（税込 3,850円）	指定納品先に一括納品の場合	1,000円（税込1,100円）
					郵便局へご持参の場合	不 要

■長期料金（1期・1枠あたり）※3期以上でお申込みいただく場合適用

媒体種類	SS局料金	S局料金	A局料金	B局料金	送料（1局あたり）	
専用ボード	6,000円（税込 6,600円）	5,500円（税込 6,050円）	4,500円（税込 4,950円）	4,000円（税込 4,400円）	指定納品先に一括納品の場合	1,000円（税込1,100円）
					郵便局へご持参の場合	不 要
おまかせスペース	4,500円（税込 4,950円）	4,000円（税込 4,400円）	3,500円（税込 3,850円）	3,000円（税込 3,300円）	指定納品先に一括納品の場合	1,000円（税込1,100円）
					郵便局へご持参の場合	不 要

■申込み期限 ※納品方法・お支払い方法によって異なります。

納品方法	郵便局窓口払い	請求書払い
広告物を指定納品先に一括納品	8営業日前	10営業日前
広告物を掲出する各郵便局にご持参	3営業日前	10営業日前

■広告物の納品

指定納品先に一括納品の場合	掲出開始日の1か月前から6営業日前までの間に指定納品先に一括納品してください。
郵便局へご持参の場合	掲出開始日の5営業日前から前営業日までに各掲出郵便局に直接ご持参ください。

おすすめ活用例

士業事務所のご案内、相続・法律・会計相談など

クリニックのご案内や製薬会社の啓発活動など

制度のお知らせや観光のご案内など

［その他］
・学習塾や習い事のご案内
・催事のご案内
・不動産広告 など

［ポスター注意事項］●専用ボードが設置されていない郵便局があります。●ポスターをガラス面等に内・外向き両面に掲出する場合には、広告料を2枠分いただきます。●ポスター（おまかせスペース）とは、郵便局内の専用ボード以外の直貼りの掲出を指します。●お申込み前に広告内容の審査が必要です。詳細はお申込みの流れ（P.15）をご確認ください。また、お申込み前には必ず郵便局広告の利用に関する重要事項（P.19）をご覧ください。●送料とは弊社指定納品先から掲出局までの料金となります。掲出局にご持参の場合、送料は不要となります。●指定納品先までの送料は広告主さまのご負担となります。

CHECK! 郵便局広告に使える！無料デザインテンプレート
さくっと！デザイン
詳しくはP.16へ

パンフレット（シングルスタンド／おまかせスペース）

▶ パンフレット（専用ラック・空きスペース）は、2025年10月1日からパンフレット（おまかせスペース）に名称を統一しました。

郵便局の「シングルスタンド」または「おまかせスペース」にパンフレットやチラシを設置することができます。宣伝したい商品の特長やサービスなどをより詳細に伝えたい場合にご活用ください。

■媒体概要・規格

対象局	全国約20,000局
申込枠数	1局1枠～
掲出期間	1期2週間～［開始：月曜日］
規 格	1部あたり／サイズ：A4以下（29.7×21cm）厚さ：1cm以下 1枠あたり／厚さ：5cm以下、重さ：2kg以下、部数：200部以下

■通常料金（1期・1枠あたり）※2期以内でお申込みいただく場合

媒体種類	SS局料金	S局料金	A局料金	B局料金	送料（1局あたり）
シングルスタンド	6,000円（税込 6,600円）	5,000円（税込 5,500円）	4,500円（税込 4,950円）	4,000円（税込 4,400円）	1,000円（税込 1,100円）
おまかせスペース	4,000円（税込 4,400円）	3,500円（税込 3,850円）	3,000円（税込 3,300円）	2,500円（税込 2,750円）	指定納品先に一括納品の場合：1,000円（税込 1,100円） 郵便局へご持参の場合：不 要

■長期料金（1期・1枠あたり）※3期以上でお申込みいただく場合適用

媒体種類	SS局料金	S局料金	A局料金	B局料金	送料（1局あたり）
シングルスタンド	5,500円（税込 6,050円）	4,500円（税込 4,950円）	4,000円（税込 4,400円）	3,500円（税込 3,850円）	1,000円（税込 1,100円）
おまかせスペース	3,500円（税込 3,850円）	3,000円（税込 3,300円）	2,500円（税込 2,750円）	2,000円（税込 2,200円）	指定納品先に一括納品の場合：1,000円（税込 1,100円） 郵便局へご持参の場合：不 要

■申込み期限 ※納品方法・お支払い方法によって異なります。

※シングルスタンドは請求書払いのみとなります

納品方法	郵便局窓口払い	請求書払い
広告物を指定納品先に一括納品	8営業日前	10営業日前
広告物を掲出する各郵便局にご持参	3営業日前	10営業日前

■広告物の納品

※シングルスタンドは郵便局へのご持参はできません

指定納品先に一括納品の場合	掲出開始日の1か月前から6営業日前までの間に指定納品先に一括納品してください。
郵便局へご持参の場合	掲出開始日の5営業日前から前営業日までに各掲出郵便局に直接ご持参ください。

おすすめ活用例

新築物件のご案内、リフォームの紹介など

学習塾や習い事等の生徒募集・説明会案内など

介護サービスのご案内や相談会の告知など

［その他］
・士業事務所のご案内
・冠婚葬祭関連
・官公庁の告知 など

［パンフレット注意事項］●パンフレット（シングルスタンド）とは、1社独占の郵便局広告専用什器の掲出を指します。●パンフレット（おまかせスペース）とは、郵便局が指定するロビー内スペースの掲出を指します。●おまかせスペースは「ラック」もしくは「平置き」のご指定はできません。●複数のチラシを1枠で掲出する場合には、ホチキス留めをするかPP袋等で個別梱包し、広告物が分離しないようご手配願います。●お申込み前に広告内容の審査が必要です。詳細はお申込みの流れ（P.15）をご確認ください。また、お申込み前には必ず郵便局広告の利用に関する重要事項（P.19）をご覧ください。●申込期間が複数期にわたる場合は、全期間分の部数を納品ください。●送料とは弊社指定納品先から掲出局までの料金となります。掲出局にご持参の場合、送料は不要となります。●指定納品先までの送料は広告主さまのご負担となります。●シングルスタンドは広告物を郵便局に持参納品することはできません。●シングルスタンドは1,000枠を超えるお申し込みの場合、事前にお問い合わせください。

CHECK! 郵便局広告に使える！無料デザインテンプレート
さくっと！デザイン
詳しくはP.16へ

Aラック（ポスター&パンフレットラック） 1社独占利用

ポスター1枠、パンフレット4枠のラックで1社独占して広告を掲出することができます。来局者さまがポスターをご覧になって、設置してあるパンフレットをお持ち帰りされることで、より詳細にPRすることが可能です。1台丸ごとPRコーナーとしてご活用ください。

■媒体概要

対象局	全国約4,700局
申込枠数	1局1台～
掲出期間	1期2週間～［開始：月曜日］

最大4種類のパンフレット類が掲出できるピ!

■規格

ポスター1枠	B2タテ以下（72.8×51.5cm）
パンフレット4枠（1枠あたり）	サイズ：A4以下（29.7×21cm） 厚 さ：1部あたり1cm以下、トータル5cm以下 重 さ：トータル重量2kg以下 部 数：200部以下

■通常料金（1期・1枠あたり）※2期以内でお申込みいただく場合

SS局料金	S局料金	A局料金	B局料金	送料（1局あたり）
25,000円（税込 27,500円）	20,000円（税込 22,000円）	16,000円（税込17,600円）	15,000円（税込 16,500円）	指定納品先に一括納品の場合：1,000円（税込 1,100円） 郵便局へご持参の場合：不 要

■長期料金（1期・1枠あたり）※3期以上でお申込みいただく場合適用

SS局料金	S局料金	A局料金	B局料金	送料（1局あたり）
24,000円（税込 26,400円）	19,000円（税込 20,900円）	15,000円（税込 16,500円）	14,000円（税込 15,400円）	指定納品先に一括納品の場合：1,000円（税込 1,100円） 郵便局へご持参の場合：不 要

■申込み期限

掲出開始日の10営業日前

■広告物の納品

指定納品先に一括納品の場合	掲出開始日の1か月前から6営業日前までの間に指定納品先に一括納品してください。
郵便局へご持参の場合	掲出開始日の5営業日前から前営業日までに各掲出郵便局に直接ご持参ください。

おすすめ活用例

学習塾や習い事等の生徒募集・説明会案内など

ツアー旅行のご案内や宿泊施設の紹介など

新築物件のご案内、リフォームの紹介など

［その他］
・冠婚葬祭関連
・情報、通信
・医療サービス など

［Aラック注意事項］●Aラックが設置されていない郵便局があります。●複数のチラシを1枠で掲出する場合には、ホチキス留めをするかPP袋等で個別梱包し、広告物が分離しないようご手配願います。●お申込み前に広告内容の審査が必要です。詳細はお申込みの流れ（P.15）をご確認ください。また、お申込み前には必ず郵便局広告の利用に関する重要事項（P.19）をご覧ください。●申込期間が複数期にわたる場合は、全期間分の部数を納品ください。●送料とは弊社指定納品先から掲出局までの料金となります。掲出局にご持参の場合、送料は不要となります。●指定納品先までの送料は広告主さまのご負担となります。

CHECK! 郵便局広告に使える！無料デザインテンプレート
さくっと！デザイン
詳しくはP.16へ

サンプリング

郵便局の窓口に来局されたお客さまへ、試供品、パンフレット、チラシなどの販促物をお渡しすることができます。性別や見た目年齢を絞ってお渡しすることもでき、お客さまにしっかりとメッセージをお届けできる広告メニューです。

■媒体概要

対象局	全国約20,000局
申込個数	1局30個以上　合計100個以上
配布対象	①全来局者　②男女別　③見た目年齢
配布期間	1期2週間［開始：月曜日］※月曜日開始に変更となりました。

■規格

内　容	試供品やパンフレット・チラシ及びこれに類するもの
規格詳細（1個あたり）	サイズ ：A4以下（29.7×21cm）　厚さ ：1.5cm以下　重さ ：150g以下

■料金

配布対象	配布総数量	配布単価	送 料
①全来局者	100～9,999個	50円／個（税込 55円／個）	一括納品の場合、別途お見積りとなります
	10,000～99,999個	40円／個（税込 44円／個）	
	100,000個～	30円／個（税込 33円／個）	

配布指定（オプション）

配布対象	配布単価
②男女別	左記料金にプラス 10円／個（税込 11円／個）
③見た目年齢	左記料金にプラス 10円／個（税込 11円／個）

■申込み期限

配布開始日の**10営業日前**

■広告物の納品

指定納品先に一括納品の場合	配布開始日の1か月前から6営業日前までの間に指定納品先に一括納品してください。
郵便局へご持参の場合	配布開始日の5営業日前から前営業日までに各配布郵便局に直接ご持参ください。
広告主さまから直接各配布郵便局に送付	配布開始日の5営業日前から2営業日前までに各配布郵便局に納品してください。

おすすめ活用例

健康食品（サプリメント）

新商品の試供品と商品のご案内チラシをターゲット世代にセグメントして配布

化粧品・美容

基礎化粧品やコスメなどの試供品を女性をターゲットにセグメントして配布

店舗誘致

飲食店のクーポンやノベルティ引換券などを店舗周辺の郵便局を選定し配布

［その他］
・新商品サンプル
・会員募集 など

［サンプリング注意事項］※各郵便局の配布数は事前調整により確定します。●配布指定は②③両方も可。性別や見た目年齢は配布する郵便局社員の判断となります。●広告審査や配布局との調整により、申込期限が異なる場合があります。●配布は2週間以内に配布し、各局無くなり次第配布終了いたします。郵便局の状況や時期により一時的に配布を中断する場合があります。●来局者数の変動により若干数配布しきれない場合があります。●配布終了後も配布期間終了日までは、同じ郵便局でのサンプリングをお受けできません。●内容または表現によってはお取扱いできない場合がございますのでご注意ください。●規格を超える大きさや重量の配布物については応相談。●複数のチラシ等（試供品等を含む）を配布する場合には、ホチキス留めをするかPP袋等で個別包装し、配布物が分離しないようご手配願います。●試供品等は、危険物や壊れやすい形状・材質のものは避け、賞味期限・消費期限に余裕があり、常温配布可能なものに限ります。●お申込み前に広告内容の審査が必要です。詳細はお申込みの流れ（P.15）をご確認ください。また、お申込み前には必ず郵便局広告の利用に関する重要事項（P.19）をご覧ください。●送料とは弊社指定納品先から掲出局までの料金となります。掲出局にご持参の場合、送料は不要となります。●指定納品先までの送料は広告主さまのご負担となります。

イベントスペース

郵便局のスペースを、商品PRや展示販売、サービス紹介の場としてご利用いただけます。
来局者さまの待ち時間をビジネスチャンスに変えることが可能です。

■ご利用イベント例

商品販売・展示

説明・商品PR

試飲・試食

おすすめ活用例

商品販売・展示
- 宅配乳製品のPR
- 化粧品等の新商品のご案内

説明・商品PR
- ジムやフィットネスクラブの入会案内
- 宅配サービス等のご案内

試飲・試食
- 飲料・嗜好品などのご案内、ブランディング
- 試供品（食品等）の配布

■媒体概要・規格

対象局	全国約16,000局
申込日数	1局1日～
規 格	6.6㎡以下

■申込み期限

実施開始日の**15営業日前**

来局者さまとコミュニケーションをとりながらPRできるピ!

■料金

SS局	S局	A局	B局
30,000円（税込 33,000円）	20,000円（税込 22,000円）	15,000円（税込 16,500円）	10,000円（税込 11,000円）

PICK UP!

イベントスペース30回割引！

イベントスペースのご利用を多くご検討の方におすすめ！1度のお申し込みで3か月以内に30回以上イベントスペースをご利用の場合、申込金額の合計から10%を割引いたします！

- ☑ 申込みは一度にまとめて！
- ☑ イベントを30回以上実施！
- ☑ すべてのイベントを3か月以内に実施！

申込金額の合計から **10%の割引！**

30回実施例

※全て税抜価格

・S局／12回実施　・・・・ 20,000円×12回=240,000円
・A局①／9回実施　・・・・ 15,000円×9回=135,000円
・A局②／9回実施　・・・・ 15,000円×9回=135,000円

合計 510,000円

510,000円から10%割引で ▶▶▶ 459,000円　51,000円割引!

［イベントスペース注意事項］※実施においては事前に郵便局との調整が必要となります。●広告審査や実施局との調整により、申込期限が異なる場合があります。●お申込み前に広告内容の審査が必要です。また、お申込み前には必ず郵便局広告の利用に関する重要事項（P.19）をご覧ください。●イベントスペースのご利用にあたっては、必ず「郵便局イベントスペース利用規約」をご確認ください。（JPコミュニケーションズホームページにてご確認ください。）●利用可能なスペースは郵便局によって異なります。●イベントスペースで利用する機材やインターネット環境は広告主さまにご用意いただきます。●イベントに関する一切の費用は広告主さまにご負担いただきます。●昼時間帯等の窓口業務の休止を実施している郵便局があります。休止時間帯はイベントも中断していただきます。

広告メニューのご紹介

封筒広告

「封筒広告」は、郵便局内に設置されたり、郵便局の窓口で配布される広告付きの封筒です。表面に広告を入れることができ、来局者さまの手元に届く広告メニューです。

■媒体概要・規格

対象局	全国約20,000局	掲出期間	1期26週間［月曜開始］
申込数量	1局500部以上、合計1,000部以上、500部単位でお申込み可能	封筒 紙質	ケント紙 80g/㎡
封筒サイズ	封筒広告／角8封筒（縦19.7×横11.9cm） 大判封筒広告／角6封筒（縦22.9×横16.2cm）	広告サイズ	封筒広告／縦5.5×横10.5cm 大判封筒広告／縦7.0×横13.2cm
印刷色	フルカラーまたは指定色1色（10種から選択可能）		
指定色10種	黒 グレー 紺 青 緑 オレンジ 赤 ピンク アズキ エンジ		

■料金

料金にデザイン費は含まれておりません。また別途、入稿作業費・その他諸費用が発生する場合がございます。

料金表（税抜）	封筒広告（角8封筒）				大判封筒広告（角6封筒）			
	指定色1色		フルカラー		指定色1色		フルカラー	
部数	単価	小計	単価	小計	単価	小計	単価	小計
1,000部	@26.0円	26,000円	@49.0円	49,000円	@31.0円	31,000円	@65.0円	65,000円
2,000部	@19.0円	38,000円	@33.0円	66,000円	@24.0円	48,000円	@49.0円	98,000円
3,000部	@17.0円	51,000円	@27.0円	81,000円	@22.0円	66,000円	@40.0円	120,000円
4,000部	@17.0円	68,000円	@26.0円	104,000円	@22.0円	88,000円	@36.0円	144,000円
5,000部	@16.0円	80,000円	@25.0円	125,000円	@21.0円	105,000円	@35.0円	175,000円
6,000部	@15.0円	90,000円	@23.0円	138,000円	@20.0円	120,000円	@33.0円	198,000円
7,000部	@15.0円	105,000円	@23.0円	161,000円	@20.0円	140,000円	@33.0円	231,000円
8,000部	@15.0円	120,000円	@22.0円	176,000円	@20.0円	160,000円	@32.0円	256,000円
9,000部	@15.0円	135,000円	@22.0円	198,000円	@20.0円	180,000円	@32.0円	288,000円
10,000部	@13.0円	130,000円	@21.0円	210,000円	@18.0円	180,000円	@30.0円	300,000円
20,000部	@13.0円	260,000円	@20.0円	400,000円	@18.0円	360,000円	@25.0円	500,000円
30,000部	@13.0円	390,000円	@18.0円	540,000円	@18.0円	540,000円	@23.0円	690,000円
40,000部	@13.0円	520,000円	@18.0円	720,000円	@18.0円	720,000円	@23.0円	920,000円
50,000部	@13.0円	650,000円	@17.0円	850,000円	@18.0円	900,000円	@22.0円	1,100,000円
60,000部	@13.0円	780,000円	@17.0円	1,020,000円	@18.0円	1,080,000円	@22.0円	1,320,000円
70,000部	@13.0円	910,000円	@17.0円	1,190,000円	@18.0円	1,260,000円	@22.0円	1,540,000円
80,000部	@13.0円	1,040,000円	@17.0円	1,360,000円	@18.0円	1,440,000円	@22.0円	1,760,000円
90,000部	@13.0円	1,170,000円	@17.0円	1,530,000円	@18.0円	1,620,000円	@22.0円	1,980,000円
100,000部	@13.0円	1,300,000円	@16.0円	1,600,000円	@18.0円	1,800,000円	@21.0円	2,100,000円
送料	別途、1局あたり500～3,000部ごとに送料 1,000円（税抜）発生します。							

［封筒広告注意事項］●掲出期間終了後、残部がある場合でも掲出は終了します。残部は返却されません。●指定色の色味はイメージです。実際の仕上りと異なります。

デジタルサイネージ

▶ 地域サイネージは、2025年10月1日からデジタルサイネージに名称が変わりました。

郵便局内に設置された液晶モニターを活用した映像媒体です。ニュースや地域情報、郵便局のオススメ商品などの情報とともに、商品・店舗PRや求人募集などの企業広告を放映できます。

■媒体概要

対象局	全国約450局
申込枠数	1局1枠～
放映期間	1期1か月～［毎月1日～末日］
表示回数	1枠：15秒 1日：約80回※1

■料金

SS局	S局	A局	B局
16,000円（税込 17,600円）	14,000円（税込 15,400円）	13,000円（税込 14,300円）	10,000円（税込 11,000円）

■その他

入稿	その他詳細
放映開始日の 15営業日前	

※放映コンテンツ制作が必要な場合は別途制作費が発生します。※1 月曜～金曜日の1日8時間換算 ●放映時間は郵便局の営業時間中となります。営業時間は郵便局によって異なります。●設置局は全国エリアで順次、拡大中です。

郵便窓口料金モニター

郵便局ネットワークを活用し、全国約20,000の郵便局の窓口や時間外窓口に設置されている料金を表示するモニターに、一斉に静止画の広告を表示することができます。都道府県単位の表示も可能です。

■媒体概要

対象局	全国約20,000局
申込枠数	1枠～4枠 （都道府県単位～全国一括）
表示期間	1期2週間［開始：月曜日］
表示回数	1枠：15秒 1日：240回※1

■規格・その他

規格	申込み期限	入稿	料金・その他詳細
［静止画］ ファイル形式：JPG、PNG フレームサイズ：ヨコ400×タテ550px ファイルサイズ：100KB以下	表示開始日の 15営業日前	表示開始日の 12営業日前	

●表示時間は郵便局の窓口、時間外窓口の営業中となります。営業時間は郵便局によって異なります。
※1 月曜～金曜日の1日8時間換算

NEW! **割引サービスが新登場!**

2都道府県または2期以上まとめて
お申込いただいた場合、合計金額に応じて割引適用!

例えば47都道府県まとめてのお申し込みで
1期2週間 1,200万円 ▶ **300万円に!**
※全て税抜価格 ※割引は最大75%OFF。

全国一斉表示がお得に実施できます!

屋外広告

全国約400の郵便局のガラス面や壁面などに、屋外広告を掲出することができます。来局者さまだけでなく、周辺に勤務されている方やお住まいの方、ご通行中の方など多くの方々の目に触れる広告メニューです。

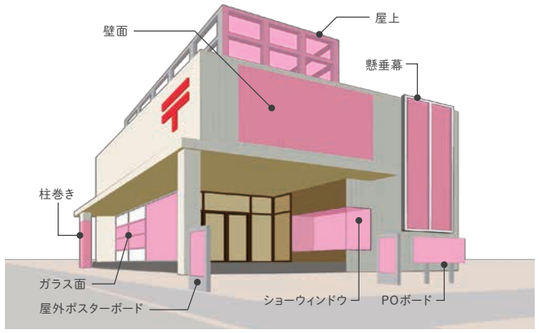

■媒体概要

掲出期間	料金・その他詳細
1期2週間～ ［開始：月曜日］	掲出局、掲出面によって異なります。 詳しくはこちら ▶▶▶

NEW! **長期でのご利用がますますお得に！**

●例えば、某A局 壁面の場合

掲出期間	改定前	改定後	
13期 26週間	160,000円（税抜）	103,000円（税抜）	5.7万円お得！
26期 52週間	310,000円（税抜）	134,000円（税抜）	17.6万円お得！

※割引の内容は局・対象媒体によって異なります。

■進行スケジュール例

空き状況の確認・広告審査	自治体申請	お申込み・データ入稿	施工	掲出	撤去
掲出45日前	掲出40日前	掲出25日前	掲出前1週間以内		掲出終了後1週間以内

●スケジュールは自治体の申請期間、製作施工期間、案件内容、実施時期等により異なります。●申込方法、納品期限、規格、注意事項等、詳しくはお問い合わせください。

POボード　郵便局屋外広告で初の全国統一サイズ媒体 × 大規模なネットワーク！

郵便局ネットワークを活用した統一規格の屋外広告メニューです。視認性が高い目線位置に掲出が可能です。製作施工費が含まれた料金設定で、目的に合わせて掲出エリアを絞ったり、全国規模の告知をしたり、さまざまなご要望にお応えします。

- 47都道府県に設置 → 全国規模でPRできる！
- 統一サイズだから → 製作施工費が抑えられる！ ※複数面お申込みの場合
- 目線位置だから → 高い視認性で通行人にもPR！

■媒体概要　※進行スケジュールは上記の屋外広告と異なります。詳しくはお問い合わせください。

	掲出期間	申込面数	対象局	規 格	料金・その他詳細
セット販売	1期4週間～ ［開始：月曜日］	10面～	全国約800局 約1,000面より 選択可	タテ900mm×ヨコ1,800mm （全国統一サイズ）	
単面販売	ご相談ください	1面～			

●事前に広告審査があり、1週間程度お時間をいただきます。●決定優先となります。仮予約はできません。●スケジュールは自治体の申請期間、製作施工期間、案件内容、実施時期等により異なります。●掲出可能局、申込方法、納品期限、規格、注意事項等、詳しくはお問い合わせください。●原則、掲出場所の指定はできません。●内容が変更になる場合がございます。詳しくはお問い合わせください。●場所により一部掲出サイズが異なります。

広告メニュー	ポスター		パンフレット		Aラック	サンプリング	イベントスペース
	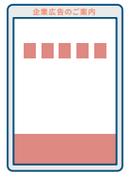		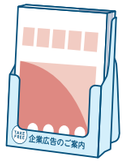		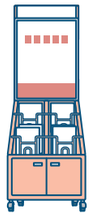		
	専用ボード	おまかせスペース	シングルスタンド	おまかせスペース			
料金 SS局	6,500円（税込 7,150円）	5,000円（税込 5,500円）	6,000円（税込 6,600円）	4,000円（税込 4,400円）	25,000円（税込 27,500円）	①全来局者 100～9,999個 50円（税込55円）／個 10,000～99,999個 40円（税込44円）／個 100,000個～ 30円（税込33円）／個 配布指定（オプション） ②男女別 ③見た目年齢 それぞれ上記料金にプラス 10円（税込11円）／個	30,000円（税込 33,000円）
料金 S局	6,000円（税込 6,600円）	4,500円（税込 4,950円）	5,000円（税込 5,500円）	3,500円（税込 3,850円）	20,000円（税込 22,000円）		20,000円（税込 22,000円）
料金 A局	5,000円（税込 5,500円）	4,000円（税込 4,400円）	4,500円（税込 4,950円）	3,000円（税込 3,300円）	16,000円（税込 17,600円）		15,000円（税込 16,500円）
料金 B局	4,500円（税込 4,950円）	3,500円（税込 3,850円）	4,000円（税込 4,400円）	2,500円（税込 2,750円）	15,000円（税込 16,500円）		10,000円（税込 11,000円）
長期料金	▼3期（6週間）以上で適用						
長期料金 SS局	6,000円（税込 6,600円）	4,500円（税込 4,950円）	5,500円（税込 6,050円）	3,500円（税込 3,850円）	24,000円（税込 26,400円）		申込金額の合計から 10％の割引 ― 割引適用条件 ― ●申込みを1度にまとめる ●イベントを合計30回以上実施する ●すべてのイベントを3か月以内に実施する
長期料金 S局	5,500円（税込 6,050円）	4,000円（税込 4,400円）	4,500円（税込 4,950円）	3,000円（税込 3,300円）	19,000円（税込 20,900円）		
長期料金 A局	4,500円（税込 4,950円）	3,500円（税込 3,850円）	4,000円（税込 4,400円）	2,500円（税込 2,750円）	15,000円（税込 16,500円）		
長期料金 B局	4,000円（税込 4,400円）	3,000円（税込 3,300円）	3,500円（税込 3,850円）	2,000円（税込 2,200円）	14,000円（税込 15,400円）		
送料	1局あたり 1,000円（税込 1,100円） ※掲出局にご持参の場合、送料不要 ※シングルスタンドは郵便局へのご持参はできません					一括納品の場合、別途お見積りとなります	―
規格	B2タテ以下 B2サイズ：72.8×51.5cm		― 1部あたり ― サイズ：A4以下 厚 さ：1cm以下 ― 1枠あたり ― 厚 さ：5cm以下 重 さ：2kg以下 部 数：200部以下		ポスター1枠 パンフレット4枠 ※サイズは左記ポスター、パンフレットと同様	サイズ：A4以下 厚 さ：1.5cm以下 重 さ：150g以下 ― 申込個数 ― 1局30個以上 合計100個以上	6.6㎡以下 ※利用可能なスペースは6.6㎡をお約束するものではございません。郵便局によって異なりますので、お問い合わせください。※記載のスペースは看板やのぼりを設置するスペースを含みます。
対象局	全国約20,000局		全国約20,000局		全国約4,700局	全国約20,000局	全国約16,000局
期間	1期2週間～ ［開始：月曜日］		1期2週間～ ［開始：月曜日］		1期2週間～ ［開始：月曜日］	1期2週間 ［開始：月曜日］ ※窓口営業日のみ配布	1局1日～
支払方法	郵便局窓口払い 請求書払い		郵便局窓口払い※ ※シングルスタンドは除く 請求書払い		請求書払い	請求書払い	請求書払い
注意事項	●掲出期間は2週間ですが、土日・休日・年末年始（12月31日～1月3日）は掲出・配布されない場合があります。●期間終了後の広告物の保管や返却は原則お受けいたしかねます。●弊社指定納品先までの広告掲出物・配布物等の送料は広告主さまのご負担となります。●弊社指定納品先の納品方法等の詳細はお問い合わせください。●弊社指定納品先をご利用する場合は、掲出・実施部数+予備分として1～5%を納品してください。						●郵便局主催のイベントと重複した場合など、郵便局の事情によりイベントスペースのお申込みをお受けできない場合があります。
	●昼時間帯等の窓口業務の休止を実施している郵便局があります。休止時間帯はイベントも中断していただきます。						

広告メニューのご紹介

お申込みの流れ　ポスター・パンフレット・Aラック・サンプリング

※上記以外の広告メニューについてはお問い合わせください。

▶ 郵便局広告の受付から掲出・実施までは、**3週間程度かかります。**余裕を持ってお申込みください。

受付
郵便局もしくはJPコミュニケーションズ指定広告代理店にお申し出ください。

指定広告代理店一覧はこちら ▶▶▶

広告審査
掲出・実施ご希望の広告物を審査させていただきます。

1週間程度

●審査用にご提出いただいた広告物等はご返却できませんので予め返却不要のものをご準備ください。(広告審査物はデータやコピーでも可) ●広告内容の審査で承認となった広告物は承認日より13か月間お申込みの受付が可能です。(ただし13か月間に該当広告物の掲出が終了する必要があります。)

お申込み
審査終了後、受付をした郵便局またはJPコミュニケーションズ指定広告代理店からお手続きのご連絡をさせていただきます。
審査依頼を行った郵便局またはJPコミュニケーションズ指定広告代理店にてお申込みをしてください。

掲出開始日の3営業日前まで	掲出開始日の8営業日前まで	掲出開始日の10営業日前まで
郵便局窓口払い ポスター・パンフレットのみ※1 印章と現金(広告料金)をお持ちください		**請求書払い**
ご持参 掲出開始日の5営業日前から前営業日までに掲出局へご持参	**指定納品先に一括納品**※2 掲出開始日の1か月前から6営業日前までに納品	**ご持参** 掲出開始日の5営業日前から前営業日までに掲出局へご持参
		指定納品先に一括納品※2 掲出開始日の1か月前から6営業日前までに納品
		直送(サンプリングのみ) 配布開始日の5営業日前から2営業日前までに配布局へ納品

※1パンフレット(シングルスタンド)は請求書払いのみとなります。また、広告物を郵便局に持参することはできません。●掲出局が500局以上や離島の郵便局が含まれる場合、年末年始・大型連休等においては上記の納品締切と異なる場合がありますので、詳細はお問い合わせください。●指定納品先に一括納品をご利用の場合、指定納品先は領収書兼申込書控え(広告主控え)をご確認いただくか、受付した郵便局または、指定広告代理店にお問い合わせください。

掲出・実施

掲出期間を延長したい場合は、掲出終了の**10営業日前**※3**までに**
お申込みの郵便局またはJPコミュニケーションズ指定広告代理店へお申し出ください。

※2 納品部数:掲出部数+予備分1%～5%(指定納品先一括納品の場合に限ります) ※3 広告料金のお支払い方法、広告物の納品方法により、申込期限が異なります。なお、他の広告主さまのお申込みが入っていたり、広告審査の有効期限等、継続掲出ができない場合がありますので、予めご了承ください。

●広告審査や実施局との調整により、申込期限が異なる場合があります。●郵便局の営業日は、土日、休日、年末年始(12月31日～1月3日)以外となります。●詳しいお申込みの内容、お支払い方法については、お近くの郵便局もしくはJPコミュニケーションズ株式会社または、JPコミュニケーションズ指定広告代理店にお問い合わせください。

「お申込みの流れ」について詳しくはこちら ▶▶▶

郵便局広告審査について

▶ 郵便局に掲出・実施する **すべての広告物に審査が必要** となります。

広告において、ご覧になる方への誤解や不利益を防ぐための法律等の規定があります。郵便局広告においても法律に沿った広告内容のみ掲出可能となりますので、法律等の規定に抵触する表現はご修正いただきます。また、郵政グループの事業に影響する内容と判断される広告はお受けすることができませんのでご注意ください。

▶特に表現に注意が必要な業種さま
・医療関係　・化粧品　・健康食品
・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、ほねつぎ、接骨整骨 など

広告審査について詳しくはこちら ▶▶▶

無料デザインテンプレート「さくっと！デザイン」

「さくっと！デザイン」は、郵便局で広告を出してみたいけどデザインに自信がない、忙しくて作る時間がない方におすすめのサービスです。デザインテンプレートはダウンロード無料で登録不要なので、いつでもご自宅のパソコンで簡単にチラシやポスターが作れます。ぜひご活用ください！

■デザインテンプレート(一例)

▶広告審査がスムーズに！
郵便局広告掲出には広告審査が必須になります。広告表現について知識がなくても、各業種や目的ごとの「作成時ポイント」をご用意しているので、それに沿って作成すると広告審査がスムーズになります。

「さくっと！デザイン」について詳しくはこちら ▶▶▶

よくあるご質問

広告主さまから寄せられる、よく あるご質問を紹介します。

Q どこの郵便局で広告が出せますか?

A 全国約20,000局で広告の掲出が可能です。

※簡易郵便局や一部お取扱いのない郵便局もありますので、詳しくはJPコミュニケーションズ株式会社ホームページでご確認いただくか、お問い合わせください。裏表紙にありますURLまたは二次元コードからアクセスいただけます。

Q 広告を出したい郵便局でそれぞれ申込手続きをする必要がありますか?

A 1か所の郵便局で全局分の申込手続きができます。

- 簡易郵便局を除く全国の郵便局のほか、JPコミュニケーションズ指定広告代理店でも申込手続きが可能です。

※審査依頼を行った郵便局またはJPコミュニケーションズ指定広告代理店にて申込手続きが可能です。

Q ポスター・パンフレットの申込みの際に必要なものはありますか?

A 広告料金のお支払い方法により異なります。

- 郵便局の窓口でお支払いの場合 ･･･ 印章と現金(広告料金)
- 請求書払いの場合 ･･･ 郵便局もしくはJPコミュニケーションズ指定広告代理店へのお申し出のみ

※いずれも、その際に掲出をご希望の郵便局、期間等をお伝えください。

Q パンフレット(シングルスタンド)の申込みをしたいのですが、広告物を郵便局に持参すれば送料は不要となりますか?

A パンフレット(シングルスタンド)の広告物は郵便局へ持参できません。
広告物は指定納品先に一括納品してください。

※パンフレット(シングルスタンド)は、請求書払いのみでのお申し込みになります。

Q パンフレットの掲出期間中に追加補充はできますか?

A 掲出局にご持参いただき、広告主さまご自身で補充作業を行う場合に限り、初回納品分と合わせて1期1枠あたりの規格の範囲内であれば可能です。

※郵送での納品や、指定納品先への一括納品による追加補充はお受けできません。
※パンフレット(1枠)規格 … 厚さ:5cm以下／重さ:2kg以下／部数:200部以下

Q 広告料金の見積りをいただくことはできますか?

A 郵便局、もしくはJPコミュニケーションズ指定広告代理店までお申し出ください。

- JPコミュニケーションズ株式会社ホームページにて広告料金のシミュレーションも可能です。

広告料金のシミュレーションはこちら ▶▶▶

Q 広告料金の割引はありますか?

A ポスター、パンフレット、Aラックは3期以上お申し込みの場合、割引が適用されます。
その他、イベントスペースや郵便窓口料金モニターなども条件に応じて割引がございます。
詳しくは各広告メニューのご紹介ページをご覧いただくかお問い合わせください。

JPコミュニケーションズのホームページも併せてご覧ください!

よくあるご質問はこちらにも! ▶▶▶ ＋ ピーコが目印のチャットボットからもご質問にお答えできます!

郵便局広告の利用に関する重要事項 お申込み前に必ずご確認ください

以下の点をご了承ください。なお、詳しくは「郵便局広告取扱規約」（広告メニューごとの規約「郵便局イベントスペース利用規約」等を含む。以下「規約」といいます。）をご覧ください。

○ 郵便局広告は、原則として法人またはこれに準ずる団体若しくは個人事業者を対象としたサービスです。

○ 審査の結果、広告内容により、内容をご修正いただく場合や、お受けできない場合があります。その場合において、お客さまにおける広告物の校正・製作等の費用をJPコミュニケーションズ株式会社が負担することはお受けいたしかねます。

○ 郵便局でのお申込み後は、JPコミュニケーションズ株式会社またはJPコミュニケーションズ指定広告代理店に取り次がれ、お客さまとJPコミュニケーションズ株式会社またはJPコミュニケーションズ指定広告代理店との間で契約が成立します。

○ 広告代理店さまが広告主さまの依頼を受けてお申込みになられる場合は、当該広告代理店さまを申込者として取り扱わせていただきます。

○ お申込み後のキャンセルは、キャンセル料として広告料の全額を申し受けます。

○ 納品締切までに広告物を納品いただけない場合は、ご希望日に掲出できない場合があります。
なお、掲出できなかった期間分の広告料は返金いたしません。

○ 掲出日・掲出局は、郵便局の状況等により、ご希望に添えない場合があります。

○ 広告物は来局者さまが視認できる場所に掲出いたしますが、掲出位置を指定することはお受けいたしかねます。

○ 掲出期間中の意匠変更または契約内容の変更はお受けいたしかねます。

○ 掲出期間中の残数報告や社員による広告物の補充はお受けいたしかねます。

○ 期間終了後の広告物の撤去は、原則として、JPコミュニケーションズ株式会社が行い、広告物の保管や返却はお受けいたしかねます。

○ 広告内容についてはお客さま（申込者）が全責任を持ち、広告に起因する苦情・紛争等については、JPコミュニケーションズ株式会社及び日本郵便株式会社は一切の責任を負いかねます。

○ 広告物の瑕疵、JPコミュニケーションズ株式会社及び日本郵便株式会社の責に帰さない第三者による盗難、汚損または天災等の不測の事態等による広告物の損害については、JPコミュニケーションズ株式会社及び日本郵便株式会社では一切の責任を負いかねます。

○ 天災等、郵便局の状況等により、掲出期間中であっても、広告掲出ができない場合があります。

○ 弊社指定納品先に一括納品された際に、申込者の責によりイレギュラー作業が発生した場合の費用については、申込者にご負担いただきます。

○ 以下の場合には、掲出期間中であっても、催告なしに契約を解約し、広告物を撤去いたします。
また、広告料の全額を違約金として申し受けます。
・広告主さまが「規約」に違反したとき　・広告主さまが反社会的勢力の関係者と判明したとき
・法令等により広告掲出を禁止されたとき　・郵便局の業務上支障が生じたとき

○ 詳細は郵便局広告メニュー及び「規約」をご確認ください。「規約」が契約の内容になりますので、同規約に同意の上、広告掲出をお申込みください。なお、「規約」の内容は、民法及び同規約の規定に従って、変更される場合があります。

郵便局広告取扱規約

２０２１年４月１日改定
ＪＰコミュニケーションズ株式会社

（目的）
第１条　本規約は、ＪＰコミュニケーションズ株式会社（以下「会社」といいます。）が、日本郵便株式会社の許諾を得て郵便局社屋等における広告物の掲出又は掲出場所の提供を行うにあたり、当該取引に関する基本的な条件その他必要な事項を定めるものです。

（用語の定義）
第２条　本規約における用語の定義は、次のとおりとします。
(1)　郵便局広告　郵便局社屋等において広告物の掲出・撤去又は掲出場所の提供を行うサービスをいいます。
(2)　広告物　特定の情報を公衆に示すことにより、知得した者の態度や行動に影響を与えることを目的とした表現物等（ポスター、パンフレット類、商品見本、イベント、屋外広告物、広告映像等その種類及び形態を問いません。）をいいます。
(3)　掲出　掲出、配布、実施、設置又は表示その他これらに類する行為をいいます。
(4)　撤去　撤去及び処分並びに掲出場所の原状回復その他これらに類する行為をいいます。
(5)　申込者　郵便局広告の申込みを行う広告主又は広告主から依頼を受けて郵便局広告の申込みを行う広告代理店をいいます。申込者は原則として法人又はこれに準ずる団体若しくは個人事業者に限ります。
(6)　日本郵政グループ各社　会社、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険及び当該子会社・関連会社をいいます。
(7)　指定広告代理店　会社と契約し、郵便局広告を提供できる広告代理店をいいます。
(8)　受付局　会社から委託を受けて審査・申込み等の受付けを行う郵便局をいいます。
(9)　掲出局　会社から委託を受けて広告物の掲出・撤去等を行う郵便局をいいます。
(10)　営業日　広告物を掲出する郵便局の営業日に関わらず、土曜日、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日）並びに年末年始（12月31日から1月3日）を除いた日をいいます。

（郵便局広告メニュー）
第３条　郵便局広告の種類は、次のとおりとします。
(1)　ポスター　郵便局内の壁面又はポスターボード等にポスター等を掲出するサービスその他これに類するもの
(2)　パンフレット　郵便局内の卓上又はパンフレットラック等にパンフレット類（パンフレット、カタログ、リーフレット又はチラシ等）を掲出するサービスその他これに類するもの
(3)　Ａラック（ポスター＆パンフレットラック）　郵便局内のＡラックを占有してポスター等及びパンフレット類を掲出するサービスその他これに類するもの
(4)　サンプリング　郵便局内で郵便局社員が、配布物（パンフレット類又は商品見本等）を来局者又は郵便局社員等に配布するサービスその他これに類するもの
(5)　イベントスペース　申込者が実施するイベント又は展示等のために郵便局内外のイベントスペースを提供するサービスその他これに類するもの
(6)　フィルムポスター　郵便局のガラス面にフィルムポスターを掲出するサービスその他これに類するもの
(7)　郵便窓口料金モニター　郵便局内に設置された郵便窓口料金モニターに広告映像を表示するサービスその他これに類するもの
(8)　屋外広告　申込者が設置する屋外広告物（壁面広告、懸垂幕又は看板広告等）のために郵便局の外壁等を提供するサービスその他これに類するもの
(9)　その他会社が別に定めるもの
２　前項各号における広告物の規格・掲出方法及び郵便局広告の取扱条件・提供価格その他郵便局広告に関する規格条件等は、会社が定めます。

（適用範囲）
第４条　郵便局広告の取扱いは、本規約（本規約に附随する各種規定を含みます。以下同じ。）の定めるところによるものとし、申込者は本規約の内容に同意し、これを遵守するものとします。
２　申込者と指定広告代理店との契約に基づく郵便局広告の取扱いについては、指定広告代理店の取扱規約の定めるところに従うものとします。
３　本規約に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

（規約の変更）
第５条　本規約は、申込者の同意を得ることなく、民法第５４８条の４の規定に基づいて変更することができるものとします。この場合、会社は、会社のホームページ上で本規約を変更する旨、変更適用日及び変更後の内容を当該変更適用日までに周知するものとし、変更適用後も申込者が本サービスの利用を継続した場合には、申込者は本規約の変更に合意したものとみなされ、会社と申込者との間では、本規約の変更後の内容が契約内容となるものとします。

（広告取扱基準）
第６条　掲出を行う広告物の内容等に関する基準は、会社が定めます。
２　会社は、広告物の全部又は一部の内容が、次のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると判断した場合には、広告物の掲出又は掲出場所の提供を行いません。
(1)　広告責任の所在が不明瞭なもの
(2)　広告内容が事実と異なるもの又は不明瞭なもの
(3)　特定の個人又は団体等を誹謗し、名誉若しくは信用を傷つけ、又はプライバシーを侵害する等、特定の個人又は団体等の権利利益を損なうもの
(4)　民族、国籍、出身地、性別、身体的特徴、傷病、職業、学歴、年齢、思想信条等で特定の個人又は団体等を不当に差別するもの
(5)　犯罪、暴力、売春、麻薬等を肯定、示唆、助長又は美化し、社会的秩序を乱すもの
(6)　詐欺的なものや悪質商法等、公衆に不利益を及ぼすもの
(7)　醜悪、残虐又は猟奇的な表現により、知得した者に恐怖心や不安感、不快感を起こさせるもの
(8)　非科学的な根拠等により、人心を惑わせ、又は知得した者に恐怖心や不安感、不快感を起こさせるもの
(9)　露骨で卑猥な性表現等風紀上好ましくない表現やセクシャルハラスメントにあたる表現を含むもの
(10)　過度に射幸心や投機心をあおるもの又は過度に享楽的な内容のもの
(11)　青少年の健全な育成を妨げるもの
(12)　広告関連法規に抵触するもの
(13)　国際法規に違反し、又は国家間の信義を損なうもの
(14)　虚偽又は誇大な表現により公衆に誤認を与えるもの
(15)　他人の肖像、氏名、談話、著作物等を無断で使用しているもの
(16)　広告内容に係争中の事実を含むもの
(17)　広告内容が社会的に糾弾されている事実を取り扱っている等、掲出に対する社会的なコンセンサスが得られないもの
(18)　特定の政治活動又は布教活動のためにするもの
(19)　思想信条等において、中立的立場を欠くと判断されるもの
(20)　取り扱うことにより会社又は郵便局若しくは郵便局社員等の生命、身体、財産、名誉等に危険が及ぶもの
(21)　日本郵政グループ各社に無断で日本郵政グループ各社の登録商標やロゴを使用し、又は日本郵政グループ各社が主催、共催、後援、協賛等している旨の表現を無断で用いているもの
(22)　事実と異なり、日本郵政グループ各社が特定の商品や広告内容を支持、推奨、保証しているかのような表現を用いているもの
(23)　日本郵政グループ各社の業務を妨害し、又は業務に支障を生じさせるもの
(24)　日本郵政グループ各社の事務事業と競合する業種又は商品・サービスに関するもの
(25)　日本郵政グループ各社の施策やキャンペーンと矛盾する又は混同されるもの
(26)　郵便局内外の品位や美観を損なわせ、又は安全で良好な環境維持を妨げるもの
(27)　その他会社が不適当と認めたもの
３　会社は、申込者が、次のいずれかに該当し、又は該当するおそれのある場合には、広告物の掲出又は掲出場所の提供を行いません。
(1)　実態が不明瞭又は運営体制等に懸念がある者
(2)　暴力団等反社会的勢力又はそれらと関係を有する者その他社会的妥当性を欠く不当な要求をする者
(3)　日本郵政グループ各社が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者
(4)　日本郵政グループ各社との取引において重大な事由により取引停止となった者
(5)　日本郵政グループ各社又は指定広告代理店との取引において債務不履行となった者
(6)　法令違反、公序良俗違反その他社会的信用失墜行為を犯した者
(7)　その他前項各号の基準に照らして不適当と会社が認めた者

（広告物の広告審査）
第７条　申込者は、次条の申込みに先立ち、広告物案その他会社が指定する資料（以下「広告物案」といいます。）を直接又は受付局を通じて会社に提出し、広告審査を受けることとします。ただし、過去に審査で承認された広告物案により、当該審査結果の有効期間内に、直接又は同一の受付局を通じて申込みを行う場合はこの限りではありません。
２　会社は、広告物案について第３条第２項の規格条件等及び前条各項の広告取扱基準に照らして違反や不適合等がないかを審査し、審査結果を直接又は受付局を通じて申込者に通知します。なお、申込者は、会社が広告物案について必要に応じてその業務の範囲内で複製すること、法令、裁判所の決定又は命令及び行政官庁に要請された場合は、その要請の範囲内で要請機関へ開示すること、審査上等の理由で確認が必要と会社で判断した場合は、その理由の範囲内で行政機関等の専門機関に広告物案を提出し、照会する場合があることを予め了承するものとします。
３　前項の審査において非承認となった場合、これにより生じた申込者の損害について、会社は何らの責任も負わないものとします。また、承認となった場合であっても、申込者は、当該承認通知が、広告物案が法令等に照らして問題ないものと会

郵便局広告取扱規約

社が保証するものではないことを予め了承するものとします。
4　会社は、審査結果について、申込者に対して、その承認又は非承認の理由を明示する義務を負わず、又、広告物案の校正及び返却は行いません。
5　審査結果の有効期間は、会社が定める期間とします。ただし、広告物案を変更して申込みを行う場合又は広告物に関して会社と第三者との間で紛争等が生じた場合その他会社が必要と認めた場合には、再度審査を受けるものとします。

（郵便局広告の申込み）
第８条　郵便局広告の申込みは、申込者が、審査結果の有効期間内に、会社が指定する期限（第２条第１０号に定める「営業日」に基づきます。以下同じ。）までに、会社所定の申込書を直接又は受付局を通じて会社に提出することにより行うものとします。
2　会社は、前項の申込内容について掲出局の状況、取扱条件及び提供価格、その他の事情に照らし支障がないかを確認し、当該申込みを承諾した場合には、その旨を直接又は受付局を通じて申込者に通知します。ただし、受付局での申込みと同時に広告料（第１７条で定義します。以下同じ。）が支払われた場合には、当該広告料の受領をもって当該申込みを承諾したものとみなします。
3　申込者は、第１項の申込みにあたり、郵便局広告の提供上、会社による広告物の企画制作、配送又は掲出撤去に係る施工その他附帯業務（以下「附帯業務」といいます。）が生じる場合には、会社に附帯業務を依頼するものとし、会社と申込者は、当該依頼と第１項の申込みとを合わせて1つの申込みとして取り扱うものとします。この場合において、会社が必要と判断したときは、会社は申込者に対して、附帯業務に係る業務委託契約書を締結するよう求めることができるものとします。
4　本条の規定にかかわらず、会社は、受付局での申込み時に申込者の承諾を得た上で、当該申込みを受付局から指定広告代理店に取り次ぐことができます。

（契約の成立）
第９条　郵便局広告の提供に関する契約（以下「本契約」といいます。）は、本規約の定めるところにより、申込者が直接又は受付局を通じて会社に申込みを行い、会社がこれを承諾する旨を直接又は受付局を通じて申込者に通知したとき、又は受付局での申込みと同時に広告料を支払い、会社がこれを受領したときに会社と申込者との間で成立するものとします。
2　前項にかかわらず、前条第４項の規定により申込みが指定広告代理店に取り次がれた場合には、申込者と指定広告代理店との間で郵便局広告の提供に関する契約が成立するものとします。

（契約の解約）
第１０条　会社は、次のいずれかに該当すると判断した場合には、申込者への催告等何らの手続を要さないで本契約の全部又は一部を解約し、掲出中の広告物を撤去することができるものとします。
(1)　日本郵便株式会社より広告物の掲出を禁止されたとき又は広告物の撤去を命ぜられたとき
(2)　法令等により広告物の掲出を禁止されたとき又は広告物の撤去を命ぜられたとき
(3)　申込者が、会社が承諾した内容（広告物、掲出局、掲出場所、掲出期間・日時及び掲出方法等）と異なる内容で広告物の納品又は掲出を行ったとき
(4)　申込者が第８条第２項の承諾を得ることなく広告物の納品又は掲出を行ったとき又は行おうとしたとき
(5)　広告物の内容又は申込者が第６条各項に抵触する、又は抵触するおそれがあるとき
(6)　広告物に関して会社と第三者との間で紛争等が生じ、相当の期間を経ても申込者による紛争等の解決が図られないとき
(7)　申込者が会社に対して申し出た内容に虚偽があったとき
(8)　申込者に広告料を支払う意思又は能力がないと認められる相当の理由があるとき
(9)　申込者が本規約の各条項又は本契約に違反したとき
(10)　その他特に必要が生じたとき
2　申込者は、会社に本契約の解約の申し出をし、会社がこれを承諾した場合に限り、本契約を中途解約することができます。
3　第１項第２号から第９号及び前項の規定により本契約が解約された場合には、会社は、申込者に対して解約に伴う何らの責任（損害賠償、損失補償、慰謝料その他名目の如何を問いません。）も負わないものとし、申込者は広告料の全額を違約金として会社が指定する期日までに会社に支払うものとします。ただし、この場合において、第１８条の規定により申込者が既に広告料を支払っているときは、これを違約金として扱うものとし、申込者は会社に対して、支払済みの広告料の返還を求めることはできないものとします。
4　第１項第１号又は第１０号の規定により本契約が解約された場合には、申込者と会社が誠意をもって協議し、必要な措置を講じるものとします。

（広告物・契約内容の変更）
第１１条　本契約の成立後は、広告物の変更（形態、意匠、表現、内容又は企画その他一切の変更を含みます。）又は契約内容の変更（申込者、郵便局広告の種類、掲出局、掲出場所、掲出期間・日時又は掲出方法その他一切の変更を含みます。）をすることはできないものとします。ただし、申込者の申し出に対して、会社が特に認めた場合はこの限りではありません。

（掲出局・掲出期間）
第１２条　掲出局及び掲出期間・日時は、会社が定める取扱条件に基づき、本契約において取り決めるものとします。
2　会社は、掲出局が非営業日のときは、掲出期間内であっても広告物の掲出を行わない場合があり、申込者は予めこれを了承するものとします。
3　掲出期間は、審査結果の有効期間内に限るものとします。

（広告物の納品・管理）
第１３条　審査承認された広告物の納品は、申込者が自己の責任と負担により、会社が指定する期間内に、掲出局に持参することにより、又は会社所定の物流倉庫に一括納品することにより行うものとし、物流倉庫に納品された場合には、会社が、当該広告物を掲出局に配送するものとします。なお、申込者による掲出局への直接配送又は物流倉庫への期間外納品については、会社が特に認める場合を除き、これを行ってはならないものとします。
2　申込者は、広告物の掲出局又は物流倉庫への納品後に、会社に対して広告物の残数報告、追加納品又は補充作業を求めることはできないものとし、会社は申込者に対して、これらの義務を負わないものとします。ただし、申込者が事前に掲出局への持参による広告物の補充を申し出て、会社が特に認めた場合には、会社が指定する期日までに、自己の責任と負担により、これを行うことができます。
3　広告物の納品後から掲出期間終了（継続申込みの場合は当該延長期間終了）までの間、会社の責に帰すべき事由により、広告物の滅失、毀損、盗難、紛失等（以下「毀損等」といいます。）が生じた場合には、会社は申込者に対して、申込者が直接被った実損害額（間接損害、信頼利益に対する損害及び機会費用等を含みません。原則として毀損等が生じたことが明らかな広告物数に相当する額とします。）に限り、賠償するものとします。ただし、広告物の瑕疵、第三者による盗難・汚損又は天災等の不測の事態等による広告物の損害については、会社及び日本郵便株式会社は何らの責任も負わないものとします。

（広告物の掲出）
第１４条　広告物の掲出は、会社が行います。ただし、本契約に基づいて、会社が掲出場所を提供して申込者が自ら広告物の掲出を行う場合には、事前に掲出局と打合せの上、会社が指定する日時に、申込者が自己の責任と負担によりこれを行うものとします。
2　掲出局における広告物の掲出場所は、会社が指定する場所とします。掲出場所は掲出局の事情等により変更になる場合があり、申込者は予めこれを了承するものとします。
3　前項の掲出場所において、広告物の前に障害物が置かれ視認できない等、掲出の目的が達成されていないと認められる場合には、申込者は会社に対してその旨を申し出て是正を求めるものとし、自ら障害物の排除、掲出場所の変更等を行ってはならないものとします。なお、申込者は、本項の規定が、申込者に対して申込者が希望する掲出の効果を保証するものではなく、申込者が会社に対して、広告物が視認できるために必要な措置を講じる限度で是正を求めることができる旨を定めたものであることを了承するものとします。
4　第３条第１項第４号の掲出については、掲出局の事情等により、本契約で定められた掲出期間内に、申し込まれた全ての配布物を配布しきれない場合があり、申込者は予めこれを了承するものとします。
5　掲出期間中（継続申込みの場合は当該延長期間を含みます）、会社の責に帰すべき事由により、広告物の未掲出、誤掲出、掲出不能等（以下「未掲出等」といいます。）が生じた場合には、会社は申込者に対して、広告料を上限として、申込者が直接被った実損害額（間接損害、信頼利益に対する損害及び機会費用等を含みません。原則として未掲出等が生じたことが明らかな掲出場所数及び掲出期間に相当する額とします。）に限り、賠償するものとします。

（広告物の撤去・処分）
第１５条　会社は、掲出期間終了後（継続申込みの場合は当該延長期間終了後）、広告物の残数にかかわらず、広告物の撤去（第２条第４号に定める処分等の実施を含みます。）を行います。ただし、前条において申込者が広告物の掲出を行った場合には、会社が指定する期日までに、申込者が自己の責任と負担によりこれを行うものとします。
2　前項の規定にかかわらず、申込者に第１０条第１項各号に該当する事由が認められる場合には、会社は申込者に対して、広告物の撤去を求めることができるものとし、申込者は、会社が指定する期日までに、自己の責任と負担によりこれを行うものとします。
3　会社は、申込者が前二項の広告物の撤去を当該期日までに行わないときは、申込者への催告等何らの手続を要しないで、申込者の負担によりこれを代行できるものとします。
4　申込者は、第１項で会社が撤去を行う場合において、事前に広告物の回収を申し出て、会社が特に認めた場合には、会社が指定する期日までに、自己の責任と負担によりこれを行うことができます。

（継続申込み）
第１６条　掲出期間中、会社が指定する期限までに、申込者が会社に対して郵便局広告の継続申込みを行い、申込者と会社との間で新たに郵便局広告の提供に関する契約が成立した場合には、掲出期間を延長することができます。ただし、継続申込みは次の各号の要件をいずれも満たす場合に限り、受け付けるものとします。
(1)　提供中の郵便局広告が第３条第１項第１号から第３号のいずれかであること
(2)　直接又は同一の受付局を通じて申込みが行われること
(3)　新たに行われる第９条による契約の申込み方法が、提供中の郵便局広告に係る契約の申込み方法と同一であること
(4)　掲出中の広告物と比較して、継続申込みをした郵便局広告の意匠・表現に変更がないこと
(5)　延長後の掲出期間の最終日が審査結果の有効期間内であること
(6)　掲出局の追加及び変更が生じないこと（掲出局の削減は可とします。）
(7)　広告物の物流倉庫への追加納品が生じないこと（掲出局への持参は可とします。）
2　申込者は、前項の継続申込みにおいて、他の申込者の申込みにより、申込者が希望する掲出局での掲出延長を行えない場合があることを予め了承するものとします。

（広告料）
第１７条　本契約の契約金額（第８条第３項の附帯業務に係る費用を含みます。以下「広告料」といいます。）は、会社が定める提供価格に基づき、本契約において取り決めるものとします。なお、前条の規定により掲出期間が延長された場合は、当該延長期間に相当する広告料を加算します。

（広告料等の支払い）
第１８条　申込者は、広告料等を、会社が発行する請求書に基づき、会社が指定する期日までに、会社所定の口座宛に払い込む方法により、又は受付局での申込み時に現金で支払う方法により、一括で支払うものとします。なお、払込手数料は申込者が負担するものとします。
2　申込者が前項の支払期日までに広告料等を支払わなかった場合には、会社は申込者に対して、支払期日の翌日から支払済みの日（同日を含みます。）までの間につき、支払遅延金額に年率６％を乗じて算出した遅延損害金を請求することができます。この遅延損害金の算出方法は、１年３６５日とする日割計算とし、除算は最後に行い、１円未満は切り捨てます。ただし、遅延損害金の額が１００円未満の場合には、申込者は会社に対して、遅延損害金を支払うことを要しないものとします。

（損害賠償・苦情等対応）
第１９条　広告物に関する一切の責任は、申込者が負うものとします。
2　申込者（業務委託先等を含みます。以下本項において同じ。）は、掲出された広告物の内容又はその広告物を通じて販売した商品若しくは提供したサービス、その他申込者による勧奨・宣伝行為に関し、会社（日本郵政グループ各社を含みます。以下本項において同じ。）又は第三者に損害を与えないものとし、万が一、会社又は第三者に損害を与えた場合には、これにより会社が被った一切の損害（会社が直接の損害を被った場合に限らず、会社が第三者から受けた苦情に起因して被った損害を含みますが、これらの場合に限りません。）を賠償するものとします。また、掲出された広告物の内容に関し、会社が第三者から苦情を受け、又は第三者との間で紛争が生じた場合には、申込者の責任と負担において解決するものとし、申込者は会社に一切の負担を掛けないものとします。

（免責事項）
第２０条　会社は、次のいずれかの事由により広告物の掲出を行えない場合には、掲出期間内であっても、当該事由が解消されるまでの間、会社の判断により広告物の掲出又は掲出場所の提供を行わないことができるものとします。
(1)　天災等不可抗力、法令等による撤去命令、第三者による掲出阻害、物流上の支障、不測の事態、その他会社の責に帰すことができない事由により広告物の掲出を行えない場合
(2)　申込者による広告物の納品が遅れた場合、申込者が制作した広告物に瑕疵があった場合、申込者による掲出方法に瑕疵があった場合、その他申込者の責に帰する事由により広告物の掲出を行えない場合
(3)　掲出局が閉鎖又は一時閉鎖した場合、掲出局の事情により掲出場所の確保が困難になった場合、その他日本郵便株式会社の命令により広告物の掲出を行えない場合
2　前項第１号又は第２号により広告物の掲出又は掲出場所の提供を行わない場合には、会社は申込者に対して、支払期日までに広告料等を支払わなかった期間に対応する広告料等の払戻し又は減額を行わず、又、申込者に対して何らの責任も負わないものとし、前項第３号により広告物の掲出又は掲出場所の提供を行わない場合には、申込者と会社が誠意をもって協議し、これを解決するものとします。
3　会社は、広告物の掲出により、広告対象となっている商品・サービスの売上等が向上すること、広告対象となっている団体又は個人の知名度等が上昇すること、広告対象が社会的な批判の対象とならないこと、広告内容が広く世に伝わること、その他申込者が希望する掲出の効果が得られることを何ら保証するものではなく、申込者は、これを了承の上、申込みを行うものとします。

（第三者への委託）
第２１条　会社は、郵便局広告の提供に係る業務の一部を第三者に委託することができるものとし、申込者は予めこれを了承するものとします。

（権利義務の譲渡等の禁止）
第２２条　申込者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は第三者のために担保に供し、その他一切の処分を行ってはならないものとします。

（商標等の使用禁止）
第２３条　申込者は、許可なく日本郵政グループ各社の商号、登録商標、ロゴ、その他日本郵政グループ各社を表示する文字及び記号について、自ら使用し、又は第三者をして使用させてはならないものとします。

（二次利用の禁止）
第２４条　本契約に基づく広告審査、契約の締結、広告掲出、その他会社のあらゆる行為は、申込者及び広告物に対し、本契約上認められる権利以外に、いかなる意味においても一切の信用、代理権、知的財産権その他の有形又は無形の権利又は利益を付与するものではありません。申込者は、本契約に基づく広告実施の前後にかかわらず、自己の信用を補完する目的又は本契約上認められる権利以外の何らかの権利若しくは利益の存在を推知させる目的で、郵便局広告の実施状況・実施した事実等について、webサイト、チラシ、ダイレクトメール、その他の手段を問わず、自ら表示・発信し、又は第三者をして表示・発信させてはならないものとします。

（法令遵守・権利処理）
第２５条　申込者は、広告の内容又はその広告を通じて販売する商品若しくは提供するサービスその他申込者による勧奨・宣伝行為に関し、関係する法律・規則及び公正競争規約並びに業界団体等が定めた自主規制がある場合は、これらを遵守します。
2　申込者は、第三者の著作権、特許権、商標権、プライバシー、パブリシティ権、その他の権利を侵害することのないよう、自己の責任と負担により一切の権利処理を行うものとします。また、行政庁及び自主規制団体等の許認可等の手続が必要とされる場合には、自己の責任と負担により当該手続を行うものとします。

（届出事項）
第２６条　申込者は、本契約の期間中、申込み時に会社に届け出た申込者情報（氏名又は名称、居所又は住所及び連絡先、その他会社の定める事項）に変更があった場合は、直ちに会社へ通知しなければならないものとします。
2　会社が申込者に対して行う通知又は催告は、申込者から届出のあった居所又は住所に宛てて発することにより行うものとし、当該通知又は催告が通常到達すべきであった時に到達したものとみなします。

（秘密情報等）
第２７条　申込者及び会社は、本契約に基づいて知り得た相手方の秘密情報（営業上、技術上の事実又は資料その他情報等）を、相手方の予めの書面による同意なく第三者に開示又は漏えいしてはならないものとします。ただし、法令、裁判所の決定又は命令及び行政官庁の要請により必要とされる場合は、必要とされる範囲かつ要請等をされた機関に対する限りで開示することができるものとします。
2　会社は、本契約に基づいて取得した申込者の情報を適切に管理するとともに、郵便局広告の品質向上及び提案のために会社、日本郵便株式会社及び指定広告代理店と共同利用するものとし、申込者は予めこれを了承するものとします。

（分離可能性）
第２８条　本規約又は本契約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法（平成１２年５月１２日法律第６１号）その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、当該条項又はその一部を除いた部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

（存続条項）
第２９条　第１０条第３項及び第４項、第１９条、第２３条、第２４条、第２７条、本条並びに次条の規定は、本契約が解除、期間満了、その他事由のいかんを問わず終了した後も、なお効力を有するものとします。

（準拠法及び管轄裁判所）
第３０条　本契約の準拠法は日本法のみとし、本規約及び本契約の規定は日本法に従って解釈され、執行されるものとします。
2　本契約に関して申込者と会社との間で生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（協議事項）
第３１条　本規約及び本契約に定めのない事項並びに本規約又は本契約の規定の解釈に関して疑義が生じた事項については、申込者と会社が誠意をもって協議し、これを解決するものとします。